平成２５年（フ）第１５５５号
名古屋市名東区梅森坂１丁目1177番地
破産者　株式会社ｆｕｊｉ　ｆｏｏｄｓ
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３９号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1119番地１
破産者　スターホーム有限会社
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第２１号
栃木県那須塩原市豊浦108番地10、前住所栃木県那須塩原市豊浦16番地35
破産者　益子　昭彦
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第５１号
栃木県那須郡那須町大字高久甲5583番地９
破産者　遠田　　満
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第４０９号
川崎市麻生区上麻生５丁目38番７号
破産者　株式会社東和開発
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０１６号
名古屋市中村区名駅５丁目16番17号
破産者　アジアン・マーケティング・サポート株式会社
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３６３号
名古屋市中区栄１丁目31番41号　大井ビル６階
破産者　株式会社デジタルブリッジ
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３７２号
愛知県清須市清洲４丁目７番地９
破産者　有限会社中部総建
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８０２号
大阪府松原市三宅西２丁目22番16号
破産者　吉川工業株式会社
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８８５号
堺市東区大美野８番地の12
破産者　株式会社大和ホーム
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０２４号
堺市西区津久野町２丁35番７号
破産者　有限会社あさひ介護センター
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２５６号
兵庫県宝塚市栄町３丁目９番30ー701号
破産者　有限会社ヴィーナスコスメティックス
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第５号
兵庫県小野市復井町871番地の79
破産者　ふじた屋米穀有限会社
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第８４号
兵庫県小野市大島町240番地
破産者　株式会社金ダルマ
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第７２号
岡山市東区城東台東１丁目12番８号、旧住所岡山市南区東畦38番地７
破産者　河原　昭二
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９５号
岡山県倉敷市児島下の町６丁目16番18号、旧住所岡山県倉敷市児島下の町６丁目16番８号
破産者　廣瀬　良美
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２０号
佐賀県鳥栖市江島町1696番地１
破産者　有限会社トラックスジャパン
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６号
北海道虻田郡ニセコ町字宮田157番地
破産者　有限会社グリーンプランニング
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２５年（フ）第１０５１号
東京都国分寺市西町４丁目１番地けやき台団地36棟102館
破産者　吉田優美絵（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８６号
長野県茅野市ちの6017番地６
破産者　有限会社勇人鉄工
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第１１１号
愛知県刈谷市西境町古井13番地１　市営西境住宅２－９号
破産者　古川　　悟
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
愛知県西尾市伊藤町村前19番地５
破産者　有限会社マイパルコ美容室
1　決定年月日　平成26年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係